

## V. 原爆資料センターが締結した協定

### 1. 被爆者のデータを記録した磁気テープの貸与に関する協定書

長崎市（以下「甲」という。）と長崎大学医学部附属原爆被災学術資料センター（以下「乙」という。）とは、被爆者の個人情報を記録した磁気テープの貸与について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲は、磁気テープを乙に貸与するものとする。

（提供する個人情報の内容）

第2条 甲が乙に提供する個人情報は、原爆被爆者手帳又は受診者証の番号及び交付年月日・氏名・性別・生年月日・住所・被爆状況・電話番号・老人状況・諸手当・認定番号とする。

（個人情報の使用目的）

第3条 乙は、貸与を受けた磁気テープの個人情報を被爆者の疫学的研究に活用する。

（目的外使用及び複製の禁止）

第4条 乙は、第3条の目的以外に、磁気テープを使用してはならない。

2. 乙は、磁気テープを複製し、又は第三者へ提供してはならない。

（個人情報の使用方法）

第5条 乙は、甲が貸与した磁気テープにより、第2条に掲げる個人情報の内容の変更分について突合作業を行ない、資料の整備を図る。

（秘密の保持）

第6条 乙は、磁気テープにより知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

（事故報告）

第7条 乙は、磁気テープを滅失し、又はき損したときは、その旨を直ちに甲に報告し、その指示を受けなければならない。

（磁気テープの受渡し及び返還）

第8条 磁気テープの受渡しは、毎月24日（日曜日の場合は25日）電子計算課において行うものとする。

2. 乙は、磁気テープの内容を直ちに乙の磁気テープに記録して、7日以内に甲に返還しなければならない。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、昭和60年4月1日から昭和61年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の前日1月までに甲と乙とのいずれからもなんらの申出もないときは、この協定は更に1年間延長されたものとし、以後この例による。

(協定の解除)

第10条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合はこの協定を解除し、又は変更することができ  
る。

- (1) この協定に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
- (2) 不正な行為があったとき。

(協 議)

第11条 この協定に定めるものを除くほか、必要な事項は甲と乙とが協議して定める。  
この協定を証するため、本書2通を作成し、甲と乙とがそれぞれ1通を保有する。

昭和60年4月1日

甲 長崎市桜町2番22号  
長崎市長 本 島 等

乙 長崎市坂本町7番1号  
長崎大学医学部附属  
原爆被災学術資料センター所長  
市 丸 道 人